

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改正の主な理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令204号）が公布され、改正法の施行日である令和7年6月28日から施行される。

これにより、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「施行令」という。）に関して、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）第10号に定められた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に、改正後の風営適正化法（以下「新法」という。）第53条第2号に規定する罪（新法第22条の2（接待飲食業を営む者の禁止行為）違反）及び新法第53条第7号に規定する罪（新法第28条第13項及び新法第31条の3第1項において準用する新法第28条第13項（いわゆるスカウトバックに係る禁止規定）違反）が新たに定められた。

よって、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定を行うもの。

2 対象となる処分基準

- (1) インターネット異性紹介事業の停止命令（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第1項）
- (2) インターネット異性紹介事業の停止命令（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第2号）

3 施行日

令和7年7月23日